

# 能美市公正入札調査委員会設置要領

平成17年2月10日

告示第134号

## (目的)

第1条 建設工事及び建設工事に係る委託業務その他の委託業務(以下「工事等」という。)の入札の適正を期し、公正取引委員会等との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (調査審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審査する。

- (1) 入札談合に関する情報の信憑性
- (2) 談合の事実の有無の調査(事情聴取の実施)審議
- (3) 入札執行に関する取扱い
- (4) 契約締結に関する取扱い
- (5) 公正取引委員会への通報

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

- 2 委員は副市長、総務部長、健康福祉部長、土木部長、産業交流部長、教育委員会管理局長、総務課長、土木課長及び管財課長をもって充てる。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちより職務代理人を選任し、その者が職務を代理する。
- 5 入札談合に関する情報に係る工事等の担当部長及び課長を含め、委員長が指名した者を参加させることができる。

## (会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、必要に応じて随時開催する。

- 2 緊急を要する事項で、委員会を開く余裕がないと委員長が認めたものについては持ち回り審議で委員会の開催に変えることができる。

## (秘密保持)

第5条 委員会の審議は、公開しない。

2 審議の内容は、何人も他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、管財課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年2月10日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第51号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日告示第38号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第47号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第39号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第31号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月27日告示第27号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第47号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。